

2021年度 事業報告書

(2021年4月1日～2022年3月31日)



公益財団法人 松口奨学会

2021年度事業報告

I. 事業の概要

グローバル化が非常に勢いで進む中、松口奨学会は、志高く飛躍しようとする日本・アジア各国の俊英たちへの支援が、わが国とアジア地域の発展ならびに平和構築に資する、との考えのもと創設され、内閣府あて申請手続きを経て、2015年4月1日付で公益財団としての認定を取得し、同年より事業活動を開始いたしました。

1. 奨学金支給事業

(1) 国内大学に通う日本人学生への支給事業

i 対象大学：以下の7大学

明治大学、立教大学、中央大学、南山大学、同志社大学、関西学院大学、関西大学

ii 大学からの推薦学生数：(当年度)14名

対象大学から各2名ずつ計14名を推薦していただきました。

iii 選考方法

以下の定量・定性評価結果の合計により14名の中から14名を選出しました。

選考委員会：2021年6月24日(木)

委員会メンバーの現職状況は後述

定量的評価	・年収～絶対評価(得点テーブルをあらかじめ設定) ・成績 (1回生)高校卒業時の成績、(2回生)1回生の成績～絶対評価 ・英語資格取得状況～絶対評価
定性的評価	・奨学金志望理由・ボランティア経験等学生生活に関する記述～相対評価 ・昨年コロナで中止した面接は、今年 ZOOM を使用し実施～絶対評価 ・ボランティア活動の状況(加点評価)

定量・定性の評価結果から、総合的に判断

iv 選考結果(採用者の大学・学部・学年)

	大学名・学部	学年
1	関西大学・外国語学部	2年
2	関西大学・文学部	2年
3	関西学院大学・法学部	2年
4	関西学院大学・文学部	1年
5	同志社大学・商学部	1年
6	同志社大学・社会学部	1年
7	南山大学・外国語学部	2年

8	南山大学・法学部	2年
9	中央大学・法学部	2年
10	中央大学・法学部	2年
11	明治大学・政治経済学部	2年
12	明治大学・理工学部	2年
13	立教大学・異文化コミュニケーション学部	1年
14	立教大学・経済学部	1年

v 選考委員について

4名の大学教員(※)と、財団常務理事の計5名で委員会を構成

※	1	京都大学名誉教授
	2	京都産業大学法学部教授
	3	摂南大学農学部長
	4	京都大学大学院農学研究科教授

(注) いずれの委員も、奨学金対象大学とは関係がありません

vi 支給額(2015年7月より支給開始):

対象学生総数 45名、各12万円/3ヶ月毎、

今年度支給合計額 20,040,000円

上記以外にコロナ緊急支援奨学金を支給

8月20日	1人10万円、計450万円
-------	---------------

vii 奨学金授与式

ア. 日時	令和3年12月11日(土)11時～14時	
イ. 場所	ホテルアウイーナ大阪	
ウ. 出席	奨学生	23名(4名欠席)
	大学関係者	7大学より7名
	財団役員	評議員4名、理事7名、監事2名 計13名
	事務局	4名(うち3名は大阪シーリング印刷社員)
	講師	元青年海外協力隊経験者1名
	出席者合計	48名

エ. 理事長挨拶

オ. 奨学生スピーチ

出席学生23名およびビデオ出席者4名が、各3～4分間スピーチ
(別紙<抜粋>、附属明細書①をご覧ください)

カ. 元海外青年協力隊による講演

～林一平氏(ガーナ 2015～2017 派遣)

キ. 奨学生に記念品を贈呈(レポートパッド、レポート用紙、ネーム入りボールペン)

(2) 海外大学に通う現地人学生への支給事業～未実施

- ・アプローチしている北京・フィリピン両大学からの提案内容に難
～「奨学金は一括して大学が管理したい」「奨学生は、大学の専権として選抜したい」との両大学の意向が、本邦内閣府公益認定等委員会の指導とそぐわない。
- ・国内大学における“留学生派遣”“留学生受入れ”の状況について調査を開始
UNHCR・RHEP(難民高等教育プログラム)と意見交換
→寄附者の意思を確認しつつ、「事業内容」の見直しを視野

2 寄附事業

- (1) 海外留学を志す邦人学生に対する支援として、
文部科学省が企画推進する「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」に協賛
～独立行政法人日本学生支援機構に対し、8百万円寄附(2022年3月29日)
(「事業報告の附属明細書」②をご参照ください)
- (2) その他機関への寄附 なし

II. 処務の概要

1 届出・認可状況

新たな認可事項はありません

- (2) 理事の改選を行い、後記の通り届出しました。

2 役員等に関する事項

(1) 役員に関する事項

理事 定数3名以上8名以内(定款第24条1項の1) 現在7名

監事 定数1名以上2名以内(定款第24条1項の2) 現在2名

役員	氏名	所属・役職等
理事長	松口 正	OSPグループ代表
常務理事	津森 敏弘	株式会社OSPホールディングス取締役
理事	今村 峰夫	久保井総合法律事務所代表パートナー弁護士
理事	和田 哲也	株式会社三菱東京UFJ銀行玉造支店長
理事	井上 慎治	株式会社池田泉州銀行取締役専務執行役員
理事	中川 秀晴	株式会社関西みらい銀行鶴橋支店長
理事	中田 雅文	株式会社みずほ銀行阿部野橋支店長
監事	岡本 裕司	岡本会計事務所税理士
監事	見延 豊	ひいらぎ税理士法人代表

(2) 評議員に関する事項

評議員 定数3名以上7名以内(定款第11条) 現在5名

役員	氏名	所属・役職等
評議員	久保井 聡明	久保井総合法律事務所代表パートナー弁護士
評議員	笹倉 淳史	関西大学商学部教授
評議員	水谷 隆彦	丸昌化学工業株式会社取締役会長
評議員	池田 博之	東洋テック株式会社代表取締役社長
評議員	富士田 圭志	株式会社OSPホールディングス専務取締役

池田評議員の任期終了は、2023年6月開催の定時評議員会終結のときまで、その他の評議員の任期終了は、2024年6月開催の定時評議員会終結のときまでです。

3 会議に関する事項

(1) 理事会

開催年月日	議事事項	結果
2021年5月26日 (WEB開催)	【決議事項】 第1号議案 2020年度事業報告ならびに決算の承認 第2号議案 理事候補者名簿の承認 第3号議案 定時評議員会につき、決議省略にて対応する、またはWEB開催のいずれの方法も承認。	承認 承認 承認
2022年3月18日 (WEB開催)	【報告事項】 第1号報告 理事長・常務理事の職務執行状況の報告 【決議事項】 第1号議案 2021年度事業計画案の件 第2号議案 2021年度収支予算案、資金調達及び設備資金の見込み(案)の件 第3号議案 2021年度定時評議員会招集の件 第4号議案 選考委員選任の件	- 承認 承認 承認 承認

(2) 評議員会

開催年月日	議事事項	結果
2021年6月22日 (書面決議)	【報告事項】 第1号報告 2020年度事業報告の報告 【決議事項】 第1号議案 2020年度計算書類(貸借対照表、正味財産増減計算書)ならびに付属明細書及び財産目録の承認 第2号議案 評議員・理事・監事選任の件	承認 承認

	<p>評議員【重任】 久保井 聡明、笹倉 淳史、水谷 隆彦、 富士田 圭志 ※池田 博之氏の任期は2023年の定時評 議員会終結のときまで。</p> <p>理事【重任】 松口 正、今村 峰夫、津森 敏弘、井上 慎治、 大西 宏昭、中田 雅文、池田和明</p> <p>監事【重任】 岡本 裕司、見延 豊</p>	
--	--	--

(3) 選考委員会

2021年6月24日	2021年度奨学生選考委員会 ～学生面接での評価は選考委員会に先立ち委員が個 別に面接時の映像を視聴して採点	
------------	--	--

4 本省指示に関する事項

該当なし

5 その他

該当なし

	内容
A	<p>幼少期にアメリカですごした関係で、難民問題に関心をもっていった。</p> <p>ボランティア等でタイやマレーシアで孤児や難民とふれあい、意見交換等した。</p> <p>日本が今後もっと難民を受け入れていけるよう尽力したい。</p>
B	<p>中学校の社会科の教員になることが目標。</p> <p>これからは、心理学を学び、現代の多様化社会で起きる、鬱・パニック障害・ジェンダー問題等、自分にはできないことはないか考えたい。子供が伸び伸びと教育を受けれる環境を作りたい。</p>
C	<p>中学の時に「風に立つライオン」という映画をみて、貧困に苦しむ世界の子供たちを救いたいと思うようになった。青年海外協力隊という活動の中に問題解決の一つの方途があると思った。自分も現地で貧しい子ども達を救いたい。そのためにアフリカの公用語のフランス語も勉強もしたい。</p>
D	<p>現在、法学の学問に没頭している。ゆくゆくは国連の専門機関で人権問題に取り組みたい。近い将来の目標としては、国内の法曹として実務に従事したい。</p> <p>「Check Your Privilage (自らの特権を自覚せよ)」というアメリカでの運動がある。私たち自身も「日本人」であることの優位性に気づかず、外国人差別やヘイトの問題を考えずに済ませていないか。自分自身への自戒でもある。</p>
E	<p>法律の内容や各法律の運用について興味関心を持ち、南山大学法学部に入学した。</p> <p>将来は検察官になりたい。検察官の正確な判断が、加害者、被害者ともに救うことになる。また、冤罪事件が起こる背景について考えることで、再発を防ぐヒントになると思う。このことを念頭に検察官という職務のあり方について考えたい。</p>
F	<p>将来の夢はプロサッカー選手のスペイン語通訳になること。</p> <p>小学生の時に1年間スペインサッカー留学に行った。自分が好きなサッカーを仕事にしたいと思い、スペイン語が専攻できる南山大学へ入学した。在学中にスペイン長期留学を行いたい。現在は体育会サッカー部にも所属している。東海学生リーグ2部で学生選手としても活躍し、人脈を広げている。</p>
G	<p>2歳上の知的障害の兄の存在で、「障害」についてとても関心がある。障害のある人には物質的な幸せよりも大切な価値観に気づかせてくれる力があり、社会を豊かにする可能性がある。社会にある障害の壁をフラットに出来るような場、多様性が輝く場を作っていきたい。それが私の挑戦。</p>
H	<p>高校一年の頃から勉強ばかりしていた。理由は、防衛大学合格を志したことや、家計が苦しくその生活に辟易していたから。勉強は楽しかったし得るものもあった。しかし、勉強以外の活動が疎かになっていた。防衛大学校は合格するも、入校はせず、4日で辞めた。これからは勉強以外のこと、観光・友人と遊ぶ・恋愛をする等も勉強を疎かにすることなく、同時にやっていきたい。</p>
I	<p>私は精神障害者をはじめとする人々に寄り添い、ともに歩む存在になりたい。そのために社会福祉士と精神保健福祉士の資格を取得し、ひいては障害者と健常者が自然と交流する場を積極的に作っていききたい。社会の中心にあるものやマジョリティーよりも、目に見えない部分や社会で弱い立場の人に目を向ける人でありたい。</p>
J	<p>趣味であるゲームをする中で、最近はゲームのキャラクターグッズを買うことも趣味になっている。</p> <p>このようなグッズを通して、本来想定されているターゲット層とは異なる層を消費者にすることができる。企業も消費者もともに幸福になれる。自分はグッズを広報できる仕事に就きたい。</p>
K	<p>今、力を入れているのは語学力の向上。海外でも対等に渡り合える人材になりたい。</p> <p>大学では法学部に在籍している。ゼミでは難民問題について学んでいる。難民問題は経済面から考える場合が多いので、国際法と経済活動の関係にも興味を持ち始めている。来年からは対面授業が再開するが、今できることを地道にやっていくことが最善の手段だと信じて一歩ずつ前進したい。</p>

	内容
L	<p>将来の夢についてはまだ具体的には決まっていないが、国際協力に関心がある。</p> <p>高校の時に「ドイツ国際平和村」について知り、ドイツでの国際ボランティアに携わりたいと思った。</p> <p>戦争やテロ等で傷ついた子供たちをドイツに受け入れ、治療やリハビリ後母国へ帰す活動。大学になったらこれに参加したいと思い、今はドイツ語をを学んでいる。</p>
M	<p>現在、英語・韓国語・中国語を学んでいる。きっかけは、中学の時にホームステイの経由先のタイで倒れて1か月入院したこと。その時に現地の人たちが優しく声をかけてくれた。母国語以外の英語を流暢に話す同世代の子供たちに衝撃をうけた。自分は留学先での不安や悩みに直面したが、今は逆に留学生たちの悩みを母国語で聞いてあげるようになった。心理学にも興味を持ち始めた。</p>
N	<p>大学生活は友人にも恵まれ充実した日々を過ごしている。学習面では常に目標を設定し達成できるように取り組んでいる。今はLA（ラーニングアシスタント）として、1・2年生の英語学習のサポートをしている。今後もGPA上位5パーセントを維持できるよう、努力し、社会で活躍できる人材になりたい。</p>
O	<p>現在は国際経営学部で英語でビジネスを学んでいる。最初はついていくのも大変だったが、周りの人から受ける刺激が励みになっている。特に力を入れたのは、統計学の授業がきっかけで勉強をはじめたプログラミング。ゼミのwebサイト等を作成しようとしている。将来はデータサイエンティストになりたい。今はKaggleというデータ分析コンペでメダルをとることを目標に勉強している。</p>

発行番号 004962-01-1104 号

寄 附 金 受 領 書

収入印紙
(印紙税法 第5条
第1号及び別表第
1第17号の規定に
より添附せず)

住所 大阪府大阪市天王寺区小橋町1-11

TMビル 3階

公益財団法人松口奨学会

殿

寄附金額

¥8,000,000-

令和 4 年 3 月 29 日

上記のとおり、寄附金として受領しました。

独立行政法人 日本学生支援機構

理事長 吉岡 知哉



上記の金額は、所得税法第78条第2項第3号及び法人税法第37条第4項の規定に基づく寄附金で、独立行政法人日本学生支援機構に対して支出された寄附金です。

- (注)1.この寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金であり、所得税法上の寄附金控除が認められる特定寄附金又は法人税法の一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で損金算入が認められる寄附金です。
2.上記の措置を受けるために、確定申告にさいして、この受領書が必要となりますので、相当期間大切に保管してください。